

防府市上下水道事業経営懇談会設置要綱

令和5年1月1日制定

(目的及び設置)

第1条 本市の水道事業及び公共下水道事業に関し、広く利用者の意見を聴き、事業の効率的で安定的な経営を図るため、防府市上下水道事業経営懇談会（以下「懇談会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 懇談会は、防府市上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）が提起する次の各号に掲げる事項を協議する。

- (1) 水道事業の経営に関すること。
- (2) 公共下水道事業の経営に関すること。
- (3) その他、防府市上下水道事業の健全な運営に関すること。

(組織)

第3条 懇談会は、次の各号に掲げる者のうちから管理者が委嘱する8名以内の委員をもって組織する。

- (1) 学識経験者
- (2) 水道利用者または下水道利用者
- (3) その他、管理者が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から同日の属する年度の末日までとする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 懇談会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によって定める。

- 2 会長及び副会長の任期は、委員の任期による。
- 3 会長は、会務を総理し、懇談会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を行う。

(会議)

第6条 懇談会の会議（以下単に「会議」という。）は、会長が招集する。

- 2 会議の議長は、会長をもって充てる。
- 3 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

(説明等の聴取)

第7条 懇談会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を求めることができる。

(庶務)

第8条 懇談会の庶務は、上下水道局総務課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、令和5年1月1日から施行する。